

吹田市職員措置請求に係る
勧告に基づく措置状況の公表

令和5年7月

吹田市監査委員



5 福生第 856 号
令和 5 年 7 月 7 日
(2023 年)

吹田市監査委員 橋本 敏子 様
吹田市監査委員 谷 義孝 様
吹田市監査委員 益田 洋平 様
吹田市監査委員 高村 将敏 様

吹田市福祉事務所長 門田 俊雄

吹田市職員措置請求に基づく勧告に係る措置の実施について

令和 5 年 3 月 1 0 日付け 4 監第 3 8 0 - 3 号による監査委員の勧告に係る措置を下記のとおり実施したので、地方自治法第 2 4 2 条第 9 項の規定により通知します。

記

1 勧告年月日 令和 5 年 3 月 1 0 日

2 勧告内容

令和 5 年 1 月 1 6 日に提出された吹田市職員措置請求について、福祉事務所長は、請求人から提出された証拠書類を基に調査を行った上で、生活保護法第 6 3 条又は第 7 8 条の規定による生活保護費の過払額の徴収を、同年 7 月 1 0 日までに決定すべきことを、地方自治法第 2 4 2 条第 5 項の規定により勧告する。

3 措置年月日 令和 5 年 7 月 5 日

4 措置内容

請求人から提出された証拠書類を基に、被保護者と同居人は令和 3 年 3 月 28 日から被保護者が保護廃止となった令和 4 年 2 月 16 日に至るまで生計が同一であったものと認定しました。その間に同居人が得ていたとされる収入について令和 5 年 2 月 1 6 日付けで生活保護法第 2 9 条による調査を実施し、令和 5 年 6 月 1 2 日にかけて回答を得て把握しました。調査結果を基に令和 5 年 6 月 3 0 日にケース診断会議を実施の上、同年 7 月 5 日付けで生活保護法第 7 8 条に基づき 1, 2 1 9, 3 1 9 円を徴収することを決定し、被保護者に通知しました。